

# 教えて！ 土手内さん

2023年 12月号

## セルフメディケーション税制 ～市販薬を対象とした、医療費控除の特例～

### セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進および疾病の予防への取組として、一定の健康管理をしている人が、一部の市販医薬品を購入した際に所得控除を受けられる制度です。

もともとセルフメディケーション税制は「2021(令和3)年まで」という期限付きの制度でしたが、「2026(令和8)年分まで」に5年延長されています。



### 【一定の健康管理(いずれか1つ)】

- ・特定健康診査(メタボ健診)
- ・予防接種
- ・定期健康診断
- ・健康診査
- ・人間ドック
- ・がん検診

### 対象となる医薬品

現在は、医療用から転用された市販薬であるスイッチOTC医薬品が対象ですが、2022(令和4)年分の確定申告から「スイッチOTC医薬品」の一部が対象から外れ、新たに「スイッチOTC医薬品以外の医薬品」の一部が対象に加わりました。除外された医薬品も「2025(令和7)年分まで対象と認める」という経過措置が検討されています。すべてではありませんが、対象となる医薬品は、識別マークが掲載されています。

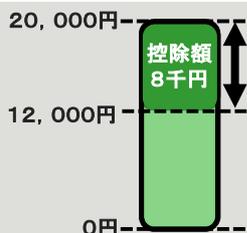


### 【識別マーク】

セルフメディケーション  
税 控除 対象

### 控除額の計算方法

一世帯あたりその年中に購入した対象医薬品の合計額が、1万2千円を超える部分の金額(上限8万8千円)が、課税所得から控除されます。



### 【計算例】

課税所得400万円の人が、対象のOTC医薬品を2万円購入した場合

- ・控除額は、8,000円 (20,000円 - 12,000円 = 8,000円)
- ・減税額は、2,400円 (所得税: 8,000円 × 税率20% = 1,600円  
住民税: 8,000円 × 税率10% = 800円)

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)と、これまでの医療費控除は両方を利用することはできません。おトクな方を選択して申告しましょう。

税理士法人  
土手内総合事務所